



# Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第58回 もしも企業所属選手が出場停止になったら？

## ～スポーツ紛争の基礎からオリンピック選考まで～

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 宮本 聡

オリンピックのメダル確実と言われた、企業所属選手がチームドクターの買った市販のリップクリームを塗ったところ、抜き打ち検査でそのリップクリームに起因してドーピング違反となり2年間の出場停止処分を受け、1年半後のオリンピック出場が困難な事態となりました。この選手は処分を争いたいと考えています。このような事態に直面した場合、企業として所属選手に対しどのようなアドバイスをすべきでしょうか。

東京オリンピックを控え、選手選考などに関する明るいニュースがある一方、ロシアのドーピング問題などの陰のニュースもあり、こうした問題の一部は紛争に発展します。

冒頭の事例(実例を加工したもの)のようにアスリートとそれを支える企業は予期せぬ形でスポーツ紛争に直面することがあり、アスリートを支える企業が、スポーツ紛争についてどのような解決オプションがあるのかを予め理解しておくことは重要です。

本セミナーでは、スポーツ紛争の解決方法に関する基本的な知識を提供するとともに、きたる東京オリンピックも念頭に、企業選手やプロ選手がドーピング等のトラブルに直面した場合やオリンピック選考に不服がある場合の対応等についてもご説明いたします。

日 時：2020年2月3日(月) 16:30～18:00  
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F  
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>

定 員：40名

参 加 費：無料

ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺

お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/200203s.html>

※申込フォームにパスワードが掛かっておりますので、パスワード0203を入力後、お申込み入力をお願いいたします。

お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com

※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。

### プログラム

16:30～18:00 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

\*開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。  
また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

### 講師紹介 大江橋法律事務所 東京事務所

弁護士 宮本 聡(みやもと そう)

2006年筑波大学第一学群社会学類卒、2007年弁護士登録、2016年University of Virginia, School of Law卒(LL.M.)、2016年～2017年Wilson Sonsini (Washington, D.C.)勤務、2018年ニューヨーク州弁護士登録。主な取扱い分野は、事業再生・国際倒産、独禁法、公正取引関連訴訟等。

スポーツ競技:マラソン

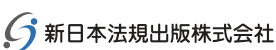
2020年オリンピック東京大会プロボナサービプロジェクト手続代理人となるべく研修中

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WL1359\_201912\_FD